

第19回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年7月30日（水）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数10名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、合田、田巻、中山、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 小野寺、杉本、高橋、橋本

配布資料について

【事務局配布資料】

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、第18回会議でこれまでの確認事項をまとめた資料を配布しているが、その一部が修正されたので、前回会議の議論経過も踏まえたものを再度配布した。欠席委員には分かり難い部分もあると思われるので、補足説明として前回の議論経過の概要をまとめたものも併せて配布している。
- ・資料2は、第18回の会議録概要。

【委員提出資料】

〔事務局～企画課長〕

- ・机上に配布している「北見市事務取扱規程」等は、笠原委員より提出されているもの。内容については笠原委員より説明してもらう。

〔笠原委員〕

- ・これまで話し合ってきた内容の確認（補足説明）という意味合いのもの。
- ・前回会議で話した用語の定義の中に「執行機関」があった。北見市の例規類集では執行機関の所在が不明である。しかし、札幌市のものはしっかりと示されている。
- ・この条例を検討していく中で、今後の推移によっては例規類集の目次が変更になる可能性が高い、或いは変更を要請することを想定してこの会議に臨んでいる。
- ・札幌市の場合、執行機関の項でそれぞれの組織（執行機関）の説明がされている。このような形だと、まちづくり条例で執行機関といった場合にも一目瞭然で理解できる。その点だけを認識してもらえば良い。
- ・さらに、条例の位置付けに関わることだが、札幌市の例規類集では総則の中に位置づけられている。北見市の場合も、この条例が制定されると総則に位置づけられると思う。

- ・話している内容が、現在の例規類集の並び方だけで済むのか、もう少し深い話になるのかは今後のことだと思うが、そういうことが関わるということを理解しておくべき。
- ・「北見市事務取扱規程」と「札幌市公文書管理規則」については、情報共有に関わるものだが、札幌市の規則の 印部分を読むと、公文書を迅速に処理することと所在を明確にすることが明記されている。北見市事務取扱規程ではこの点について、まちづくり条例ができた段階で見直してもらわなければならない。
- ・こうした重い内容なので、単に言葉として論議するだけでなく、現実的に次の手続きを想定しながら検討していかなければならない。
- ・以上が、提出資料の説明である。

〔中山委員〕

- ・情報公開に絡む話もあったが、この条例が制定されると下位条例との関連が出てくる。
- ・それらの条例の中身もある程度理解した上で話を進めていく必要があり、そういうことに議論を集中させる必要があるという意見だと思うが。

〔笠原委員〕

- ・現在話し合っているのは原理原則の部分を条例で決めていくことだが、当然、それにぶら下がる条例や規則がある。
- ・例規類集に載っている条例規則の内容を下回らない議論をしなければならず、後退させる内容ではまずい。
- ・となると、我々も個々の条例規則を勉強しながら、その内容を下回らない形で理想や希望を文章化していかなければならないということにつながると考える。

〔中山座長〕

- ・今の話は重要な点だと感じた。
- ・原理原則の話になると、我々は、既存のルールがどんなものを理解し、それをどう生かし或いはそれ以上のものを創るかということに注目する必要がある。
- ・そういう点では、今後の会議において、事務局からも気になる点があれば意見を出してもらいたい。

前回（第18回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・資料1が前回のまとめになっているので、これを見ながら確認する。
- ・目的の協議においては、文案中の「市民自治」という表現を削除し、後段の文節を入れ替えた。
- ・用語の定義では、「市民」の文章表現が分かり難いので箇条書きにしてみてもどうかとのことだったので、今回の資料では箇条書きにしてみた。その他の言葉の定義についても若干の表現変更を行った。
- ・原則の協議では、「情報公開の原則」について幾つかの言葉がピックアップされた。市政に関する情報を積極的に公開することや市民の知る権利の保障などが挙げられた。

〔笠原委員〕

- ・情報共有の原則だが、北見市情報公開条例で、「この条例の精神は、行政運営について、十分説明責任、情報提供の責務を負う」と明記している。
- ・先述したように、情報共有の原則が情報公開条例の内容を下回らないものにしなければこの会議の意義が薄れてしまう。
- ・その辺の整合性を調べなければならないが、事務局からも適宜アドバイスがあると議事がスムーズに進むのではないか。
- ・事務局に質問だが、北見市の行政組織で、例規の検討改廃は総務部の所管なのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・総務部法制担当が条例制定に関し一括審査して、議会に送付する役割を担っている。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり条例ができた時点で、他の条例等の見直しや整合性を図るのは、法制担当となるのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・いつの時点でどのような手順で行うかは、今後、法制担当と詰めなければならない。
- ・この条例の議決前に整理することはできないので、成立後、文言修正で済むものや趣旨そのものを見直す必要があるものなど、個々に検討していかなければならず、相当の時間を要する。

〔笠原委員〕

- ・条例、規則から外れている内容があった場合、その監査請求は監査委員にするのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・成果品としてのまちづくり条例があって、その内容と考え方が違う部分などの一斉見直しを行うという出し方ができれば可能だと思うが、条文に盛り込む項目の合意形成をしている段階では難しい。現時点で法制担当に事前審査させることは無理だと思う。

〔笠原委員〕

- ・ということは、ここでは大まかな方向性を分野ごとに決めることになるが、現在の条例より後ろ向きにならないように考えると、そのレベルが見えてこないの、その辺のアドバイスを事務局にしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・この会議は市民会議で専門家がないので、気付いたことがあれば事務局からの意見を聞いていきたい。

〔井上委員〕

- ・この条例が最上位に位置付けられることは分かるが、他の条例との整合性といった時、市民協働推進指針などの「協働」と整合性を持たせないという形で作っていながら、情報公開は整合性を持たせるということになる、どう取舍選択して良いのか。
- ・総合計画や協働推進指針と整合性を取ることは大事なことだと、一貫して思っている。
- ・「協働」は市政寄りだから却下して、情報公開条例はあるという。その言葉の選別をこの会議の中でどのように考えていけば良いのか。
- ・整合性とは、そういうことではないのか。

〔中山座長〕

- ・整合性という表現が悪かったのかもしれない。
- ・存在するものは見ていかなければならない。この条例をつくっていく上で、より良いものをということが重要だと思う。より良いものにするためには、存在しているものでも条例の中では生かせられないものがあれば、この会議で議論して、その部分は関係なくやっ払いこうということになるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・条例成立後に他の条例規則の見直しをするには相当時間が掛かる。
- ・現在行われているものであっても改善、充実させる方向の定義や内容があれば、この会議の中でひとつのスローガ的な位置付けとしておいた方が、将来に向かってという意味合いで、他の人にとっても理解してもらえるのではと考える。

〔中山座長〕

- ・中身を熟知しているわけではないが、情報公開条例はかなり良くできていると思う。
- ・一方、協働推進指針の方は、この会議の中でも賛同できないという意見もある。ということは、全ての人が賛同しているわけではないという点が違うと思う。

〔井上委員〕

- ・キーワードとなるものについて、今までの北見市での使われ方を必ず事務方から説明されている中、我々に、事務取扱規程までを考える役割があるのだろうか。そこまでイメージしていなかった。
- ・言葉を大事にして条例をつくるべきだということは分かるが、これは、その後に専門の人たちが整理してくれることで、ここまでを考える役割を担うのは重く感じる。
- ・この条例をつくっていく上でのキーワードとなる資料は事務方から提供されるので、その範囲内で言葉を整理していき、決まった後の例規の整理は専門家（行政）がすることだと思っていた。
- ・もちろん、こういうことがあるとは思いますが、ここまで考えるのは非常に難しい。

〔逢坂副座長〕

- ・正確なつくり方でいくと、そこまで突っ込んで、あるべき姿を導き出すという方法もあると思う。
- ・しかし、我々が置かれている立場としては限られた時間しかない。したがって、委員の合意をとりながら、ある程度の形でまとめていくべきかと思う。
- ・笠原委員の考えもひとつだと思し、井上委員が言うような考え方もある。その辺の考え方のレベルについて、この場で一度確認しておくことも大事ではないか。

〔中山座長〕

- ・例規類集というのは極端な例として出されたものだと思う。
- ・第13回資料で、個別項目の区分と関連条例が書かれているものがあったが、そこに挙げられている条例と見比べながら作業をするという意見が出ていたが、おそらく我々が行う作業はその辺だと思う。
- ・笠原委員が言ったのは、存在する関連条例を意識しながら、それを伸ばすようなものにしていくという趣旨だと思う。例規類集までとなると確かに重い。

〔笠原委員〕

- ・細かいところまでという話ではなく、原理原則（方向性）が確認できればという話で、レベルの問題は今決めるのではなく、ここにいる委員の英知を結集し、限られた時間の中で最大限努力するという事。
- ・その際、現在のレベルを下回ってはいけないので、そこをチェックしていくことが必要。
- ・この条例自体がまちづくりの手段だと認識しており、総合計画などと同等或いはそれ以上に重いものだと思っているので、予めレベルを決めるのではなく、ここに集まった委員のまちづくりに関する想いをできる限り盛り込むということが、この会議に付託された内容だと思う。
- ・関連条例の内容を全て見ていくのはもちろん不可能だが、行政は例規に則って仕事をし、議会も確認しているわけなので、その辺を念頭に入れて話をしていくということ。
- ・この会議に出席することが、まちづくりへの関わり方のひとつだと認識している。

〔逢坂副座長〕

- ・第13回資料1の表に関連条例等として記載されている条例が幾つかあるが、これくらいは目を通しながら作業を進めていくことは必要なのかと思う。
- ・ついては、次回までに関連条例をまとめた資料の作成を事務局に求めてはどうか。

〔中山座長〕

- ・今挙げられた部分は外せないと思う。
- ・その中の良い部分を生かしながら、より良い条例をつくるために審議していきたい。
- ・このような形で良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、情報公開の原則について、積極的な情報公開に努めるといった意見が出されているが、このことは、今後具体的な仕組みを検討する段階で出てくると思う。
- ・それぞれの条例には、前段に必ず設置目的が謳われている。今後の議論の際には、その設置目的を下回らないことを確認できるような資料を提示していくことを考えていく。
- ・それから、条例の改廃については議会の議決が必要だが、規則や規程は首長の判断で変えることは可能である。この条例が成立した時点で、こうしたものの検証、見直しの作業も進めていくことになる。

基本原則について

〔中山座長〕

- ・前は、「情報公開の原則」までの議論を終えている。
- ・今日は「参加・参画原則」から検討を行う。第18回会議資料1を使っていく。

「参加・参画」の原則

〔中山座長〕

- ・資料の4Pにアンケートの回答があるが、未回答の委員から順に意見を伺いたい。

〔浦西委員〕

- ・特別な意見はない。ここに書かれている内容で良いと思う。

〔三原委員〕

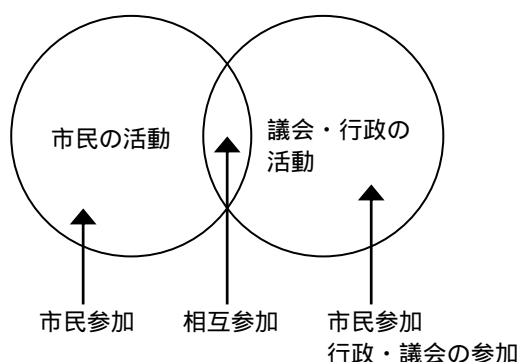
- ・資料に書かれている内容のとおりで良いと思う。

〔中山座長〕

- ・その他、資料に書かれている以外に重要だと思われるものなどあれば意見をもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・意見という形ではなく、意見摺り合わせの呼び水としての話になるが、参加・参画の場合、参加をする対象、参加する主体とはどういうものなのか、共通認識をしておいた方が良いのではないか。
- ・参加する主体は基本的に市民だと思う。参加する対象としては何があるのか。
- ・簡単な画を作ってきた（ホワイトボードに描く）



- ・参加の相手としては大きく分けて、市民の活動に誰が参加（参画）するか、市政に関する活動に誰が参加するのか、それから交わっている部分が「きょう働」ということになるが、それぞれ参加の対象となる活動とその主体はこのようになるのかなと思う。

〔笠原委員〕

- ・第8回会議の資料（検討シート）の中に、「第3章 市民参加の市政の推進」の項目がある。先ほど、主体は市民ということである程度限定されたようだが、その前に、市民の中に子どもを含めるのか、外国人はどこまで含めるかといった話がある。
- ・市民の定義が、行政の全体に関わるような範囲でいくと面倒な面もあるようだが、そうでないと用語が使いきれぬか。
- ・例えば、住民投票条例を考えた場合、ここでの市民は基本的に居住区内だと思うが、対象が中学生以上だったり18歳以上だったり、あるいは外国人であっても投票を認めるなどは市町村によって考え方があり、北見市も現実的な課題として出てくると思う。
- ・参加・参画といった場合に主体の部分と、どの分野でどんな形でというものだと思うので、ここでは大まかな原則的なことしかないのかと思う。
- ・だから、これ（逢坂副座長の意見）は各論の段階で少し触れていけば良いのかと思う。その前に、コミュニティや地域組織などの話も出てくると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の図は、定義付けということではなく、イメージという意味合いで描いてみた。

〔笠原委員〕

- ・そういう意味ではなく、第8回資料でもまとめているし、またここで改めて考えるということになると議論が広がって收拾が付かなくなってしまう。今の段階では簡単な形で良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・簡単な形とは、例えば、図では対象が市民の活動、行政・議会の活動となっているが、笠原委員のイメージでは「誰に」という部分は特に書く必要がないということか。

〔合田委員〕

- ・参加参画ということ考えた時に、受身の姿勢から能動的な姿勢に気持ちが変わっていくことが大事だと思う。受身のままでいつまでも参加参画という形にはならず、まちづくりという部分で進展がないと思う。
- ・一人ひとりが北見市のために何ができるか考えてみようということをやさしい言葉で表すことが必要。

〔中山座長〕

- ・キーワードの中に「市民が主体で、自らの意思責任で」というのがあるが、これをもう少し柔らかい言葉でということか。

〔合田委員〕

- ・ただ「参加参画」だけだと心が動かず、何かしようという気持ちにならないが、自分ができることを考えてみようと言われると、それぞれが考えてみる部分があるので、そういった投げかけの言葉が必要だと思う。

〔田巻委員〕

- ・「まちづくり」というと他人事のイメージで、「考える人が考えれば良い、私は関係ない」という人が多い気がする。
- ・誰でも参加しやすい環境があるなど、自分もできるんだと思えるような言葉が必要。
- ・何かに関わらないとまちづくりに関係ない、私は携わる人ではない、任せた人に任せよう、近所で話はするが反映されないのが当たり前、という考えが大前提になっている。

〔浦西委員〕

- ・まちづくり条例は地域づくりの条例だと思う。
- ・各地域で市民活動として取り組むという話が出たが、それから、現実の生活の中で行政課題を受け止めたとしたら、それを市政に対して言えるような環境をつくる必要があるのではないか。
- ・「市長への手紙」のように聞いてあげます的なものではなく、市民の権利として、課題を投げかけ市民と行政が意見交換できるような場をつくるのが当たり前という組み立ては、この条例から生まれてくるのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・参加参画でもうひとつ大事なことは、今出ている参加の原則だと思う。
- ・原則ということでいくと、まず、市長その他の執行機関が参加の機会を保障する施策を考えなければならない。
- ・そして、主体となる市民は、守らなければならない心構えが大事ではないか。

- ・ただ、ここで権利を明記するだけでは心が通わないのではないか。それには行政のスタンスが大事になるのではないかと感じる。

〔笠原委員〕

- ・参加参画は市民の当然の権利という形になるが、政策立案、企画、実施など市政そのものに対するのが参画というのが原則で、それより少し離れた状況に対して、ある意味積極的に関わることが参加となる。
- ・この会議が始まってからずっと話題になっているのは、そこから外れた部分をどうするかということ。この話になるとまた揉めそうだが、それで、3つ目の原則として「きょう働」というキーワードが出てきたと思う。
- ・結局、参加参画だけでは関わり方が限定されてしまうので、そこからこぼれた部分、市民同士や積極的に参加しない人（まちづくりには参加していないが、ここで生存して生活している人）を考えた時に、それを補完する別の言葉として出てきたのではないか。
- ・参加参画の用語を変更するというよりは、事務局作成資料のような大まかな形で、積極的に参加する人を想定した環境を整えていくということ。参加参画はそれで良いと思う。

〔水口委員〕

- ・2回欠席しているのでの的外れなことを言うかもしれないが、参加参画とは、市民が共に考え共に行動する権利を保障するというではないか。
- ・権利を保障するという表現が正しいか分からないが、それに近い表現をした方が良いのではないか。結局、きょう働ではなく、共に考え共に行動する権利を保障するというではないか。

〔中山座長〕

- ・きょう働という言葉もあるので、市民が主体で自らの責任のもとでということか。

〔水口委員〕

- ・きょう働は、共に考え共に行動するという表現の方が良いのではないか。
- ・市民が主体ということを前面に出さなければならない。

〔逢坂副座長〕

- ・言葉がどうかは別として、考え方としては保障することが前提になるだろう。

〔中山座長〕

- ・あと、皆さんから出されたキーワードの重複意見として「住民投票」が挙げられているが、これは削除したいと思うがどうか。
- ・検討しなければならない項目ではあるが、参加・参画の原則の中に住民投票を明記する必要があるのかということ。

〔水口委員〕

- ・個別項目で出てくるので、ここで議論することではない。

〔逢坂副座長〕

- ・参加参画の中のひとつの施策、制度という位置付けになるので、今後、しっかりと議論することになる。原則の中に入れる言葉ではない。

〔中山座長〕

- ・他市の条例でよくある、参加しないことによる不利益はないという部分はどうか。

〔水口委員〕

- ・結局、これは実行委員会などが、いかに市民が参加するよう企画するかということに掛かってくると思う。実行委員会が上手くやれば参加するだろうし、大きく考えるとそういうことではないか。
- ・参加参画の考え方は、そういうことだと思っている。

〔中山座長〕

- ・ということは、その一文（不参加による不利益なし）は入れるべきなのか否か。
- ・原則を文章にしなければならぬので、入れるか入れないかということ。
- ・「自らの意思責任を持って、主体者であることを認識して参加参画する」と書くと義務感が先行する感があるので、そういったことを入れたほうが良いと思うがどうか。

〔笠原委員〕

- ・何かイマイチな感じがする。それよりも、「市は、市民の参加参画の権利を保障する」という一文を入れた方が制度的には良いのではないか。
- ・参加しなくても良いということは、先ほども言ったこぼれた部分をどうするかということなので、参加参画は原則なので、例外条項や特殊なことは明記しないほうが良い。

〔水口委員〕

- ・義務、強要するようなことは避けたい。

〔中山座長〕

- ・強要と受け取られない程度の書き方をして、不利益のことも書かないことにする。
- ・参加参画の原則のキーワードをまとめる。

【参加・参画のまとめ（キーワード）】

- ・市民が主体であることを認識して、自らの意思責任で参加・参画する。
- ・ただし、その権利は保障されなければならない。
- ・市政は何らかの策を講じて、参加を保障する必要がある。

「きょう働」の原則

〔中山座長〕

- ・次は「きょう働」の原則だが、これはどのような取り扱いをしたら良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・これは、前からの約束になっているので、今日の段階では保留してはどうか。

〔水口委員〕

- ・どこかできちんとクリアしないと、どうにもならなくなる。
- ・参加参画と同じで、基本は共に働くことでなければ協にはならない。そこをしっかりとしておかないと、何度議論しても進まない。
- ・今日やるかどうかは別としても、整理しておかなければならないことである。

〔中山座長〕

- ・必ずやらなければならないことである。構成に入った後に戻って検討することにしたい。

「自治区」の原則

〔中山座長〕

- ・これもかなり重要なキーワードである。
- ・アンケートのまとめとしては、「個性、特徴、独自性」を出すことと、自治区（設置）となっている。
- ・アンケートでは自治区に関する意見は少ないが、他に意見はないか。
- ・私と笠原委員が書いている「公平（均衡）な発展」が重複キーワードから漏れているので、付け加えたいがどうか。

〔井上委員〕

- ・現実的に見てどうだろうか。
- ・それぞれの個性や特徴という所で、均衡という言葉を取って避けてみた。
- ・個性や特徴を活かして、でも、要は北見市としての統合ではないか。そこに均衡というのが引っ掛かる。言葉のニュアンスが難しい。

〔笠原委員〕

- ・自治区に関しては、旧3町の人たちが3自治区の衰退を恐れ、それに対する歯止めのこと。
- ・ここで言う均衡とは機会均等の意味で、チャンスは北見自治区だけに集中して欲しくない、さまざまな施策に関する情報が関係する分野の隅々まで下りているかということ。
- ・いろいろな人がいろいろな所でそれぞれの活動をしており、少なくともその活動に対するきめ細かな対応、単純な縦割りではなく4自治区の機会が均等になるような形が。結果については止むを得ないが。

〔水口委員〕

- ・結局、自治区設置条例が既に制定されており否定するものではない。その中で、我々が最も注目するのは総合支所とまちづくり協議会であり、この2つが明示されていれば良いと思う。
- ・旧3町においては、昭和の大合併の際に受けたダメージを良く知っている。少なくとも北見市と共に歩んで行きたいという想いから自治区を設置した。
- ・その設置条例をこの条例に組み入れておくことしかなく、この条例に明示しなければ意味が無い。

〔中山座長〕

- ・説明が悪かったのかもしれない。自治区（設置）は、自治区設置条例の厳守というか保障というか、そういった内容のことである。

〔逢坂副座長〕

- ・自治区設置条例の第1条で目的が明確になっている。そのことは、まちづくり条例に組み入れられるべき考え方だと思う。
- ・それから、自治区設置条例にはまちづくり協議会の設置という項目がある。ここでは、協議会の定義付けがされており、この辺の記述も今時点では大事にすべきと考える。
- ・今後の議論の中で、付け加えた方が良いと思われる項目が出されれば、それは追加していくことになると思う。

〔水口委員〕

- ・自治区設置条例では支所ではなく総合支所が定められている。総合という言葉に大きな意味がある。そのことは大事にしてもらいたい。
- ・合併後の人員配置を見ると、総合支所からどんどん抜かれている気がする。端野としてもこのことに危機感を持っている。自治区設置条例の当初の趣旨と違ってきているような気が個人的にはしている。
- ・5年後の見直しでどうなるか分からないが、最初の条例ではきちんと条文に盛り込むべきである。

〔逢坂副座長〕

- ・自治区設置条例には、総合支所の設置という項目もある。これも内容に不満などあるのかもしれないが、現時点の内容として大事だと思う。

〔水口委員〕

- ・副市長のことなど問題箇所はあるが、設置条例が動いている中で、まちづくり条例でそのことだけをどうこう言うことは避けた方が良いと思う。
- ・今時点では、少なくとも自治区設置条例は最大限遵守したものにしていけるべきである。

〔中山座長〕

- ・「自治区設置条例を定める」という一文を入れるということで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・自治区設置条例は既に定まっているので、尊重する等の表現にすべきではないか。
- ・設置条例は議会の議決も受けており、ここで決めるということにはならない。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・原則は個別項目を定める方向性ということはこの会議でも確認されたと思うが、「参加・参画、情報共有」は他の自治体の条例でも良く原則に掲げられており、「きょう働」も原則としての表現は可能だと思う。
- ・しかし、「自治区」の原則というのが分かり難い、種類が違うものではないかと個人的に感じている。
- ・例えば、今回のアンケート結果や、笠原委員の私案などを見ても「自治区設置条例を制定する。」という書き方となっており、他の原則とは違っている。
- ・現状、自治区設置条例は制定されていて、自治区も設置されているが、この条例の中の原則として「自治区の原則」という項目自体に違和感はないか。
- ・例えば、「自治区共生の原則、自治区公平の原則」といったようなことではないかと思うが、良ければその辺を議論してもらえればと思う。

〔中山座長〕

- ・原則の中で「情報共有、参加・参画、きょう働」と並ぶことについて、書き方だと思うが、自治区 の原則とならないか、ということだが、どうか。

〔笠原委員〕

- ・前々回の留辺薬まちづくり協議会に市長が来た時に、自治区設置条例について今後どうするのか質問したところ、現実には手探り状態だが、北見独自方式なので何とかして活かしたいとの回答だった。

- ・副市長を置く必要は個人的には理解し難いが、これは決裁権の問題だと。決裁権があるなら自治区に予算の執行権はあるのかと聴くと、有るとの事。ではお金はと聴くと金は無いとの回答。それで、留辺薬としては副市長が使いやすい予算を要求した。
- ・そう考えた場合に、自治区というのは他の市町村とは違う形、連邦制のような解釈をして良いのか難しい。いつまで副市長を4人置くのかという話にもなる。
- ・本庁と総合支所の関係において、事務取扱要領の中の決裁の項目に関わってくる。旧北見の決裁区分と総合支所の設置が上手くいっているのかという検証が必要である。
- ・折角、自治区設置条例を制定して自治区を設置して決裁権を持つ副市長がいるので、自治区としてはこの権利は離したくないというのが本音である。

〔中山座長〕

- ・確認したいが、今の事務局からの話は、原則の中から「自治区」を外すということではなく、情報を共有するため、参加参画するためのルールと考えた時に、自治区を行うというのは変で、自治区の何かを行うためのルールとしてはどうかということではないか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・それに近い意味合いである。

〔井上委員〕

- ・他のものとは性質が違うので、今の話を聞いていると、ここで自治区の原則という自治区設置条例を基盤とするということが大前提ではないか。違っただろうか。

〔水口委員〕

- ・今事務局が言ったことは非常に不満である。
- ・自治区ができたということの意味をしっかりと踏まえて明示しなければならない。曖昧にしては困る。曖昧にしては意味が無い。

〔中山座長〕

- ・私は、より具体化するための事務局からの話だと感じたが。

〔水口委員〕

- ・少なくとも、この会議に参画した大きな目的はそのことを明示することである。
- ・自治区ということを詳しく明示すべきである。それ無くして、北見市のまちづくり条例はない。

〔浦西委員〕

- ・自治区が存在するのは、均衡ある発展というより個性を活かした地域づくり、それに対する第一義的な権利と責任は、その地域の住民にあると思う。
- ・北見市全体で考えることも大事だが、全体で考える視点からいくと抜け落ちる可能性があるということに対して、地域の人たちの意見を吸い上げるような中間機関が必要だということによって自治区が設置されたと思う。
- ・そういう意味では、今の自治区設置条例を尊重して、個性ある地域をつくっていくという考え方だと思う。
- ・そういった位置付けで原則として考えていけば、みんな理解できるのではないか。

〔中山座長〕

- ・「自治区」より、例えば「自治区の尊重」という形の方が、他との関係が良く感じる。

〔逢坂副座長〕

- ・ここは基本原則なので、「の尊重」ということではなく、細目の言葉は考えなければならぬが、項目としては「自治区の原則」として挙げておくべきではないか。そうしないと、この後の議論の中で4自治区間の合意形成が難しくなる。

〔中山座長〕

- ・事務局の方は「自治区の原則」で良いか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・項目というより、どういった内容を表していくのかということが気になっている。
- ・自治区のことを全く謳わないと言うつもりはない。自治区のことは、前文や理念、個別項目でも出てくると思うし、盛り込まなければならないことだとも思っている。
- ・ただ、基本原則の部分で考えると、今の段階では他の3項目とは若干異質なものと感じたので、今後、表現の方法などを整理してもらえればと思っている。

〔中山座長〕

- ・それでは、自治区の原則で行くこととする。
- ・これまで「機会均等、個性ある、特徴を伸ばして、独自性」ということが出たが、他にはないか。
- ・「自治区設置条例をする。」という所で、「基盤とする」という意見があったが、「尊重する、尊厳する」他に何かないか。

〔笠原委員〕

- ・この自治区は北見独自のものなので、4つの自治区で1つの北見市との考え方を市民にも持ってほしいという意向だと思う。
- ・そう考えると、原則として普通は有り得ないが、市の構造上、北見の場合は4つの自治区を設置した1つの市であるという形になるのではないか。
- ・文言的には、「自治区設置条例」より「自治区を設置したからどうする、するために自治区を設置する」のどちらからなるのではないか。
- ・市の根幹に関わるものなので、自治区のことは原則から外せない。
- ・運営組織などは自治区設置条例で細かく規定して変更の可能性も有るだろうが、少なくとも自治区を設置することは必要である。
- ・原則に書いておかないと、将来的に自治区そのものが議論になった時にまずい。

〔浦西委員〕

- ・自治区より地域自治の運営というような書き方が良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・地域となると、あちこちに渡ってしまい話が面倒になる。シンプルな方が良い。

〔井上委員〕

- ・原則であれば、北見の特徴として、4つの自治区を持った市であることを言うべきだと思った。それで、各自治区が統合された北見市であることが原則と謳った。
- ・統合の意味は、スポンジケーキなら砂糖も卵もバターも入っていて、すべて大事なものだけど、目に見えた時にはひとつ、統合された北見市がある。
- ・4つでありながら1つの統合されたものだということが原則で簡潔に謳うべき。

- ・これまで皆さんの話を聞いてきて、自治区設置の経緯にはいろんな想いがあったんだと思ったときに、最高条例の中ではそこが特徴であることを敢えて明確にした方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・確認だが、他ではルールという形で原則のキーワードが挙がっているが、自治区は違うということか。

〔井上委員〕

- ・位置付けの明確化というか、位置付けを原則的に、4つの自治区が統合された北見市であることを押さえるのが原則なのか。それが設置条例を基盤としてあるということを謳っておくくらいかと思う。ちょっと性質は違うと思うが。

〔浦西委員〕

- ・それが抜けると、説明できない。

〔水口委員〕

- ・北見方式といっても、なかなか扱いが難しい。そういうことは分かる。

〔中山座長〕

- ・それでは、「各自治区が統合された北見市である」ということだけに換えて、他の細かいことは無くしてはどうか。

〔井上委員〕

- ・もう1つ入れるとしたら、「自治区設置条例を基盤とした（尊重した）自治区である」ということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例は既に制定されているが、この条例の中で「～設置する」ではなく設置されていることをどうにかしようという話があったと思うが。

〔井上委員〕

- ・そういうことではない。基盤とするというのはそういうことではない。

〔事務局～企画課長〕

- ・後で法制担当に確認するが、既にある条例だとしても「設置をする、設ける」といった条文になるだろうと思う。
- ・最高規範の中で規定されていると、今後も担保されるということになるのではないか。

〔中山座長〕

- ・設置することを書くことで、保障されるのかが分からなかった。
- ・自治区設置条例は書くか。どうするか。

〔井上委員〕

- ・要らない。入れると変にならないか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・まちづくり条例の中で「設置する」とあるから自治区設置条例で内容を定めるということになる。条例の関係としてはそういうこと。
- ・この条例が最上位で、この条例を基に他の条例規則を見直していくという位置付け。
- ・したがって、ここでは自治区設置条例の根幹は自治区を設置することが決められている

と考えると、「自治区の原則」と言ってもまだ分かるかなという気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・キーワードとしては「自治区の設置」が1つになると思う。
- ・その他、まちづくり協議会や総合支所の運営などは、市政運営の仕組みの中で具体的に担保していくということ。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・例えば、原則の中に「自治区」を入れるのであれば、「設置します」とまず謳う。そして各論で「自治区設置条例を定めて運営方法を定めます」という形になる、実際は既に定まっているが、関係としてはそういうイメージかと思うが。それで良いかどうか協議してもらいたい。
- ・時系的なことは確認する。

〔井上委員〕

- ・条例の中で自治区を大事にしようという想いが強くなって表現を誤った。
- ・ここで自治区を設置することを定めて、設置された自治区がそれぞれ個性などを大事にして、それが統合されたのが北見市だということ。
- ・そして、その下に自治区設置条例があるということ。

〔中山座長〕

- ・自治区の原則を文言としてのまとめを確認したい。

【自治区のまとめ（キーワード）】

- ・自治区を設置する。
- ・各自治区が統合された北見市である。
- ・個性、特徴、独自性、機会均等を保障する。

- ・この項目を基本に原則をまとめていきたい。

条例の構成（論点整理）について

〔中山座長〕

- ・第18回会議の資料4を見てもらいたい。大・小区分に対応する個別項目を並べている。
- ・以前の会議で進め方を話したが、小区分と項目検討シートを見ながら、大区分はこれで良いかという点から議論していきたい。
- ・大区分の「1．基本的事項」から「3．原則」まではこれまでの議論の内容でよいと思うので、「4．市民」以降の大区分から確認していきたい。
- ・右の網掛けの部分は、神原教授の本から採ったもので、ほとんどの項目が含まれていると思う。その他に、自治区など必要なものは加えている。
- ・それ以外に必要なものがないかなどを検討してもらいたい。
- ・大区分について、どう思うか。

〔笠原委員〕

- ・大区分の項目については基本的に良いかと思う。ただ、並び順や小区分の位置などは入れ替える必要があると思われるので、その辺は次回会議で出してもらえればと思う。
- ・今見た感じでは、大体こんなものかなと思っている。
- ・第13回の資料の表に書かれている関連条例のうち、自治区設置条例と総合計画以外のものを資料として出してもらいたい。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・総合計画基本構想についても、答申内容から若干修正がされているので、議会提案段階のものを改めて配布する。

〔事務局～企画課長〕

- ・第13回資料1の備考欄に書いている関連条例についてはすべて送付する。

〔中山座長〕

- ・大区分については概ね良いということで進めていく。
- ・次は、小区分をどう割り振っていくか、項目検討シートの項目からどれをピックアップしていくかという作業になる。

〔逢坂副座長〕

- ・事務局に確認したいが、ここの項目検討シート欄の項目(1)～(47)は、第8回資料の項目を100%網羅しているのか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・もちろん、以前アンケートをとった項目は全て記載している。
- ・2枚目のA～には、委員個々から出された項目も列記している。

〔水口委員〕

- ・小区分と項目検討の欄に「監査」とあるが、行政の評価検証はどこに入るのだろうか。
- ・評価だけではなく検証が必要だと思っている。それをしないと、今の行政には意味が無い。そこまで踏み込むべきだと個人的には思っている。
- ・その場合、どこに該当するのか。オンブズマンではない、監査なのか、新たに設けるのか、これを見て最初に思った疑問がそれである。
- ・それについて事務局から回答をもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・監査に関する条項などが載ったものを資料として要望してはどうか。

〔水口委員〕

- ・他の市町村のものを見ても、評価まではあるが検証まで踏み込まれていない。

〔中山座長〕

- ・「検証」の項目を入れたい、入れる可能性があるのかということか。

〔水口委員〕

- ・それをここで議論してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・それでは、次回までにその資料を事務局に用意させようと思う。
- ・事務局に訊く。行政評価を検証する項目がこの表に無いが、検証は監査に入るのか新た

な項目が必要なのか。また、その可能性があるのかということをお願いしたい。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・ここに掲げている行政評価の部分で、現状の北見市においても行政評価のシステムはあるが、その中で検証までやろうとしている動きはある。
- ・その部分の要綱などを資料として出すことは可能である。
- ・ただ、この資料（一覧表）の「行政評価」の項目に「検証」を追加することが必要かどうかといったことは、この会議で議論されることだと思う。
- ・この表を基に検討してもらいたいことは、必要な項目の拾い出しと追加、不要な項目の削除や項目の統合をして条例全体の構成を考えてもらいたいと事務局では考えている。

〔中山座長〕

- ・次回までに関連条例の資料も届くと思うので、それを見ながら小区分の項目について考えをまとめて、次回会議に臨んでもらいたい。

次回以降の会議日程について

〔事務局～企画担当係長〕

- ・今後の日程案を配布したが、日程調整がうまくいかず、次回は8月21日（木）を予定している。それ以降は、28日（木）、9月4日ないしは5日と毎週になるが開催していきたい。
- ・このようことで予定していることをお知らせする。

〔中山座長〕

- ・正式に決定したら、改めて、事務局から案内させる。